

Business
Report
No.1807

ゆびすい 経営レポート

今月のトピック

Part 1

17年分確申：申告書提出は2,197万 7 千人
「セルメディ税制」の適用者は2.6万人

今月のトピック

Part 2

退職勧奨と退職強要の境界線



信頼と安心、そして未来へ…
YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／株式会社 ゆびすいコンサルティング

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

☎ 0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶▶

OPEN
ここを開いてください!

今月のトピック
Part 1

17年分確定申告書提出は2,197万7千人 「セルフメディケーション税制」の適用者は2.6万人

国 税庁の2017年分所得税等の確定申告状況によると、同年分の所得税等の確定申告書提出人員は前年分から1.3%増加の2,197万7千人となり、3年連続で微増が続く状況が分かった。

確定申告書を提出した人員のうち、申告納税額のあるもの(納税人員)は、640万8千人と前年分と比べ0.6%増えた。

その所得金額は、3.4%増の41兆4,298億円、申告納税額も4.6%増の3兆2,037億円となり、所得金額は2008年分以降で、申告納税額は1998年分以降で最高となるなど、景気の上向きによる雇用の改善の影響もうかがえる。



確定申告書を提出した人員のうち、還付申告者数も前年分に引き続いて増加となる1,283万人。

このうち適用者が最も多い医療費控除には、同年度も749万人で還付申告者数の58%を占めている。

医療費控除では新制度として、健康の増進等の一定の取り組みを行うものがスイッチOTC医薬品を購入した場合に所得控除が受けられる「セルフメディケーション税制」が今回申告分から始まったが、同特例の適用者数は2万6千人となっている。

なお、2016年分の確定申告からマイナンバーの記載が必要となったが、2年目となる2017年分の所得税等の確定申告書への記載率は83.5%と前年度から0.6ポイントの微増にとどまった。このほか、ビットコインなどの仮想通貨取引による収入金額を含む雑所得の収入が1億円を超えた者は、少なくとも331人いたことも明らかになっている。

税理士の目

岡山事業部 北村嘉章

セルフメディケーション税制が平成29年1月1日から導入されました。医療費控除では1年間に自己負担した医療費の合計が10万円を超えた場合、その超過分が所得から控除されます。しかし、入院等の大きな支出や世帯合算が無い限り、年間の医療費が10万円を超えることは稀ですので、必ずしも使い勝手の良い控除とは言えません。一方で、セルフメディケーション税制は市販薬購入を対象とした控除で、世帯の市販薬購入額が年間で1万2,000円を超えた場合に適用されます。日頃病院に行かずに市販薬で対応している人にも適用できるようになりました。医療品を良く購入されるという方は、領収書を保管の上、セルフメディケーション税制の適用を受けてみられてはいかがでしょうか。

グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ

創業70年を超える信頼と実績

250名を超える専門スタッフ

主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／株式会社 ゆびすいコンサルティング

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

TEL: 0120-640-171

Mail: kigyo-info@yubisui.co.jp

退職勧奨と退職強要の境界線

退職勧奨と退職強要は非常に類似した行為であり、連続的ですので、そこには明確な境界線はありません。また、勧奨する側は勧奨であると考えていても、受ける側は強要であると捉えることもあります。

勧奨する側が「少々厳しい言葉を使ったかもしれない」程度に思っていたとしても、受ける側は「脅迫された」と認識してしまうこともあるのです。したがって、退職勧奨と退職強要について、その違いをしっかりと認識しておかなければなりません。

■退職勧奨と退職強要の差異

	退職勧奨	退職強要
定義	退職を勧めること	退職を強制的に同意させること
意思決定	本人の自由な意思	会社側の意思を通知し、強引に同意させる
面接の内容	退職勧奨をおこなう理由を明示した上で、今後の社内での処遇と退職に応じた際の優遇条件等について説明をする。 最終的には、本人が退職するかどうかを決定することを明確に伝える	退職勧奨する理由を明示した上で、今後の社内での処遇と、退職に応じた場合の優遇条件等を説明するのは同じ。 会社側の強い意向を示して、退職に同意するように執拗に説得したり、脅迫したりする
面談者	基本的には、本人をよく知る管理者（評価者であることが好ましい）	・役職の高い社員複数名 ・上司と人事部関係者など複数名
面接時間	・1回の面接は原則 30 分程度 ・長くても1時間以内に抑える	・長時間におよぶ面接 ・長時間拘束し、その間に外部への連絡や手洗い等にも行かせない ・逆に、ごく短時間で会社の決定のみを伝え、本人の意見を聞かない等
面接回数	本人が「退職しない」と意思表示をした場合には、それ以上面接はおこなわない	本人が退職に合意するまで何度も面接をおこなう
面談の間隔	数日間の間隔をおく	面談実施後に、すぐに際面談を実施する
面談の場所	会社としての正式な面談であるため、会議室等の社内で実施する	・他の社員に話の内容が聞こえる場所でおこなう ・社外の飲食店等でおこなう ・社員の自宅に押しかける 等
応じない場合の処遇	退職に応じない場合、将来の処遇の可能性を伝える	・常識的でない転勤の命令 ・給与カット等の処遇ダウン ・降格や職種の転換 等
その他		・今まで出席していた会議に参加させない ・通常の業務を与えない ・その他嫌がらせ的な行為

社労士の目

社労事業部 宮本昂一郎

退職勧奨は、「特定の社員に退職を促す」施策です。これは方法を誤ると退職強要になりかねない行為です。対応として「本人をよく知る管理者が面談者となり、退職勧奨を行う理由・今後の処遇を明確に説明し、最終的な決定を本人に委ねること」は必須です。

労働者の退職は、使用者が好き勝手に決めて良いわけではありません。労働者の多様化が進む中で、労使の相互理解は非常に重要であると言えるでしょう。



ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

契約までに何をするの？

- ☒ お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- ☒ 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- ☒ これからの企業経営についてご提案致します

これらの業務を通じて、ゆびすいの担当者との相性をご確認頂きます。

ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、
お知り合いの方が...

- 『独立開業』を考えている。
- 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc...

ご紹介、無料相談の流れ

- 1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。
0120-640-171（月～金 9:00～17:00）
↓
- 2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。
※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。
↓
- 3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。（初回相談60分無料）
※ ご相談の日時はお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。
また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。
↓
- 4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。
↓
- 5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。
高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

よくあるご質問

- Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？
- A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。
- Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？
- A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171